

札幌医科大学附属病院ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 札幌医科大学附属病院ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、北海道公立大学法人札幌医科大学広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ウェブサイト 札幌医科大学附属病院が管理するトップページ（ホームページ）及びこれを構成するウェブページのことをいう。

(2) バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格、位置及び表現等に係る基準)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横170ピクセル

(2) 形式 GIF（アニメ不可）・JPEG

(3) データ容量 8KB以下

(4) 画像のALT属性テキスト

「広告：」で始め、「広告：〇〇株式会社」等と出来るだけ画像上のテキスト表現と統一性を持たせることとし、「広告：」を含め全角20字以内で必ず表示するものとする。

2 広告掲載の位置は、原則として広告を掲載するページの下部に並べるものとする。また、その上部には「広告」等と表示するものとする。

3 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタンやラジオボタン

(2) テキストボックス（入力できるように見えるもの）やプルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(3) アラートマーク

(4) 本学の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用（本学のウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するものなど）

4 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。

5 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告を掲載するページ及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ及び枠数は、次のとおりとする。

(1) 広告を掲載するページ 札幌医科大学附属病院が管理するトップページ（ホームページ）上の一部

(2) 枠数 別に定める

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として、1か月単位として、広告掲載の申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を継続して申し込むことはできないものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、病院課長が別に定める。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。なお、病院課長は、募集を開始する前に、募集概要について総務課長に報告するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた広告主は、病院課長が別に指定する期日までに、広告原稿(バナー広告の画像データをいう。以下同じ。)を作成し、提出するものとする。この場合において、広告原稿の作成及び提出に係る経費は、広告主が負担するものとする。

2 病院課長は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容及び表現並びにリンク先のウェブページの内容が、申込書に記載された事項に相違がなく、かつ、要綱等に適合していることを確認しなければならない。

3 病院課長は、前項の規定による確認の結果、広告原稿が適当でないと認めるときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先のウェブページの内容等の変更を求めなければならない。広告掲載後においても同様とする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、要綱第17条各項に規定する広告主の責務を誠実に履行しなければならない。

(協議)

第10条 要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、法人及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第1審の裁判所とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は病院課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年 1月13日から施行する。